

令和元年10月1日から

年齢に応じて、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する子どもの利用料が**無償化**されます。

1 幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する子どもたち



【対象者・保育料】



- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- ◆ 新制度未移行の幼稚園は、無償化となる保育料に上限があります。
※新制度未移行の私学助成幼稚園は月額上限：25,700円まで、国立大学附属幼稚園は8,700円までです。
- ◆ 幼稚園や認定こども園（1号認定）の園児については、入園できる時期に合わせて、満3歳から保育料が無償化されます。
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、副食費（おかず代やおやつ代）が免除されます。
※[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、保育所等は小学校就学前までの最年長の子どもを第1子、幼稚園等は小学校3年生までの最年長の子どもを第1子とカウントします。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯のみ保育料が無償化されます。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に主食・副食費分が含まれますので、新たな保護者の負担はありません。
- ◆ 子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし、第2子は令和7年9月から1/4、第3子以降は無償となります。
※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。



【対象となる施設・事業】

- 保育所
- 認定こども園
- 幼稚園
- 地域型保育事業（小規模保育事業や事業所内保育事業など）
- 企業主導型保育事業（標準的な利用料が対象）



2 幼稚園等の預かり保育を利用する子どもたち



【対象者・保育料】

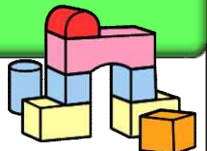
- ◆ 幼稚園や認定こども園（1号認定）において、預かり保育が無償化の対象となるには、お住いの市町村から【保育の必要性の認定】を受ける必要があります。

※【保育の必要性の認定】の要件については、就労等の要件（認可保育所利用と同等）がありますので、お住いの市町村にお問い合わせください。

- ◆ 利用日数に応じて、月額上限11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※満3歳から3歳の誕生日を迎え最初の3月31日までの間の子どものうち、住民税非課税世帯の子どもが利用する場合、月額上限16,300円までの範囲で無償化されます。

3 認可外保育施設等を利用する子どもたち



【対象者・保育料】

- ◆ 無償化の対象となるには、お住いの市町村から【保育の必要性の認定】を受ける必要があります。

※保育所・認定こども園などの認可施設及び企業主導型保育事業を利用していない方のみ対象となります。

※【保育の必要性の認定】の要件については、就労等の要件（認可保育所利用と同等）がありますので、お住いの市町村にお問い合わせください。

- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）



【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業（保育所等で実施される一時預かり）
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業



※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設等を指します。
※無償化の対象となる認可外保育施設は、市に届出を行い、国が定める基準を遵守し、市から確認を受けている施設のみとなります。